

公益社団法人 日本気象学会
藤原賞受賞者選定規程

制定	昭和38年（1963年）5月16日
改正	昭和51年（1976年）5月19日
改正	昭和53年（1978年）5月24日
改正	昭和54年（1979年）5月23日
改正	平成 1年（1989年）5月24日
改正	平成 9年（1997年）5月22日
改正	平成13年（2001年）5月10日
改正	平成25年（2013年）4月10日
改正	令和 4年（2022年）3月24日

- 1 藤原賞受賞者を選定するため、藤原賞候補者推薦委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- 2 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
- 3 委員会は、主に気象学に関する調査・研究・総合報告・著述等により、日本の気象学および気象技術の向上に寄与したものを、原則として2件を選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
- 4 理事長は理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
- 5 藤原賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、原則として秋季大会でこれを贈呈する。メダルの授与は1件2名までとし、1件3名以上の場合は理事会でその都度決定する。賞金は1件10万円とする。
- 6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

附則

- 1 （平成25年4月10日 理事会議決） 規定から規程に変更し、平成25年（2013年）4月10日から施行する。
- 2 （令和4年3月24日 理事会議決） この規程の変更は令和4年（2022年）3月24日から施行し、同日以降に募集する表彰に適用する。



藤原賞

大きさ：直径110mm, 材質：銅
(銀いぶし, 賞:金 咲平:銀)

裏：藤原賞

贈 氏名 君

日本気象学会 西暦 年

公益社団法人 日本気象学会
藤原賞受賞者選定規程

制定 昭和38年（1963年）5月16日
改正 昭和51年（1976年）5月19日
改正 昭和53年（1978年）5月24日
改正 昭和54年（1979年）5月23日
改正 平成 1年（1989年）5月24日
改正 平成 9年（1997年）5月22日
改正 平成13年（2001年）5月10日
改正 平成25年（2013年）4月10日

- 1 藤原賞受賞者を選定するため、藤原賞候補者推薦委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- 2 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
- 3 委員会は、主に気象学に関する調査・研究・総合報告・著述等により、日本の気象学および気象技術の向上に寄与したものを、原則として2件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。
- 4 理事長は理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
- 5 藤原賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、総会においてこれを贈呈する。メダルの授与は1件2名までとし、1件3名以上の場合は理事会でその都度決定する。賞金は1件10万円とする。
- 6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

附則

- 1 （平成25年4月10日 理事会議決） 規定から規程に変更し、平成25年（2013年）4月10日から施行する。